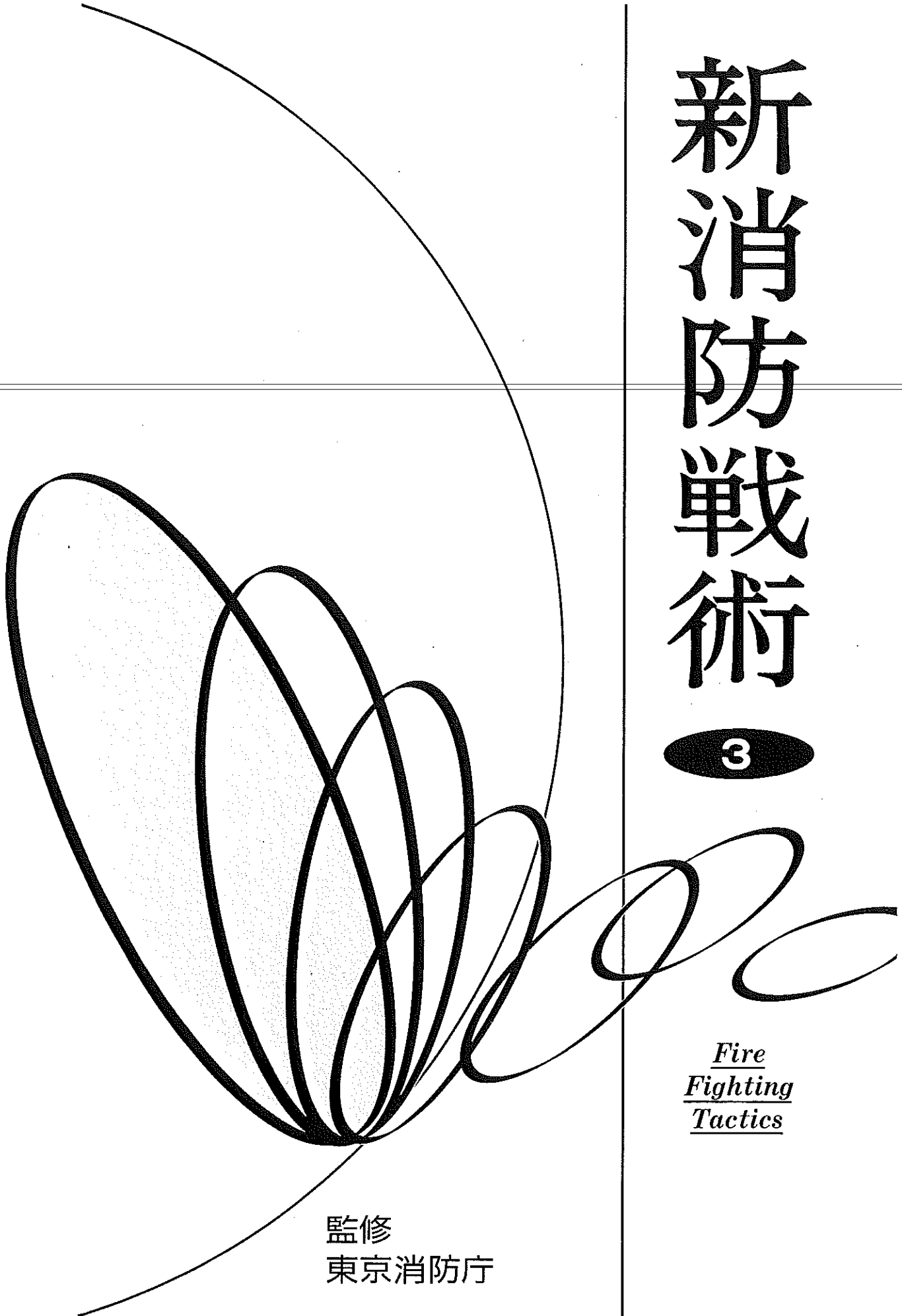


新消防戦術

3

Fire
Fighting
Tactics

監修
東京消防庁

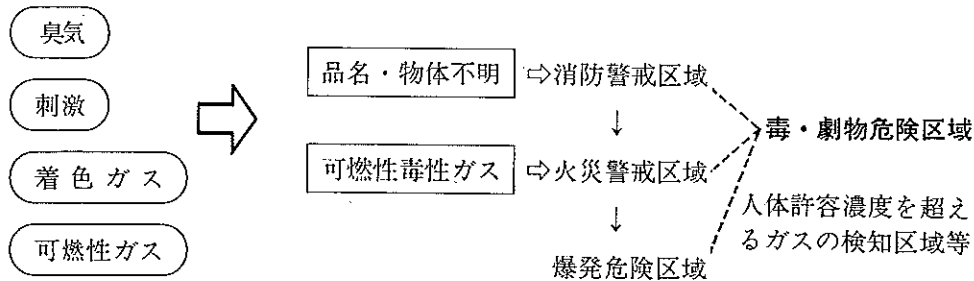


消防戦術検討委員会構成員

委員長	東京消防庁警防部長	井田 三郎
副委員長	第四消防方面本部長	竹内 吉平
〃	東京消防庁参事兼警防課長	坂本 英胤
〃	四谷消防署長	岡本 政夫
委員	総合指令室長	金子 英二
〃	救助課長	石倉 仁
〃	特殊災害課長	坂本 光男
〃	警防部副参事(指令)	大畠 光次
〃	〃 (分室)	櫻井 猛
〃	福生消防署長	谷田貝義夫
〃	日野消防署長	鎌倉 弘幸
〃	小平消防署長	武田 勉
〃	成城消防署警防課長	斉藤 昭吾
〃	玉川消防署予防課長	堤 十九夫
〃	杉並消防署予防課長	小林 徳三
〃	本郷消防署予防課長	須川 重俊
〃	青梅消防署予防課長	魚地 茂生
事務局	警防課管理係長	大場 辰男
〃	〃 担当司令	細田 正夫
〃	〃 主 任	熊谷 秀雄
〃	〃 〃	松浦 和夫

第1編部会構成員

部会長	第四消防方面本部長	竹内 吉平
副部会長	四谷消防署長	岡本 政夫
委員	警防部副参事(指令)	大畠 光次
〃	成城消防署警防課長	斉藤 昭吾
幹事	警防課管理係長	大場 辰男
〃	〃 計画係長	大曾根 隆
〃	〃 消防係長	在原 茂
〃	〃 担当司令	細田 正夫
〃	救助課安全管理係長	櫻井 輝男
〃	第四消防方面本部指揮隊長	秋山 昭二
〃	成城消防署消防係長	今井 俊郎
〃	四谷消防署防災係長	小沼 哲夫
〃	〃 消防係長	酒井 永好
〃	〃 救急係長	北上 眞実
〃	〃 機械装備係長	下条 茂



※ ガス種別・物性等を確認後 警戒区域等設定種別の変更をする
 可燃性毒性ガス濃度爆発下限界の30%を超えるガスの検知区域等

図6 警戒・危険区域等の設定要件

第5 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

(1) 設定要件

「臭気」「刺激」「着色ガス」を確認した場合又は毒性ガス、可燃性毒性ガスが測定された場合は、ガス滞留区域及びその周辺に速やかに消防又は火災警戒区域を設定する。

なお、品名又は物性が不明の場合は、まず消防警戒区域を設定する。

ア 消防警戒区域（消防法第28条）の設定は、次による。

(ア) 火災の場合

(イ) 不燃性毒性ガスを確認し又は測定した場合

(ウ) 「臭気」「刺激」「着色ガス」を確認した場合（品名、物性が不明な場合）

(エ) 毒・劇物の有無が不明であっても、現場の状況により毒・劇物等が存在している可能性が高い場合又は体調等に何らかの異状が現れた場合

イ 火災警戒区域（消防法第23条の2）は、可燃性毒性ガスを確認し又は測定した場合に設定する。

(2) 警戒区域設定種別の変更

消防警戒区域設定後、毒性ガス等が可燃性であることを確認した場合は、火災警戒区域への警戒区域設定種別変更を速やかに行う。

〔新戦術二〕

三二八

2 警戒区域の設定範囲

(1) 設定範囲

- ア 消防又は火災警戒区域の設定範囲は、二次災害発生危険を考慮し、広めに設定する。
- イ 消防又は火災警戒区域の範囲は、発災場所を中心として、臭気、刺激臭、着色ガス又は毒性ガス、可燃性毒性ガスが確認又は測定された地点のうち、最も遠い距離を半径とした円内の区域に設定する。

(2) 設定範囲の伸縮

- ア 指揮本部長は、常に警戒区域内の危険性を見直しを行い、毒性ガスの漏えい・流出量、測定結果及び風向・風速等から危険性を判断して、設定範囲の拡大又は縮小の措置を講ずる。
- イ 警戒区域を拡大する必要があると判断した場合は、躊躇^{ちゆうちよ}することなく拡大措置を講ずる。
- ウ 警戒区域を縮小する場合は、漏えい・流出停止及び除毒措置状況及び測定器による確認並びに関係機関との協議等により安全を確認した後、順次縮小する。

(3) 警防本部への報告

指揮本部長は、警戒区域を設定した場合は警防本部に報告する。(設定範囲の伸縮、解除を含む。)

- ア 設定者
- イ 設定時間及び設定範囲



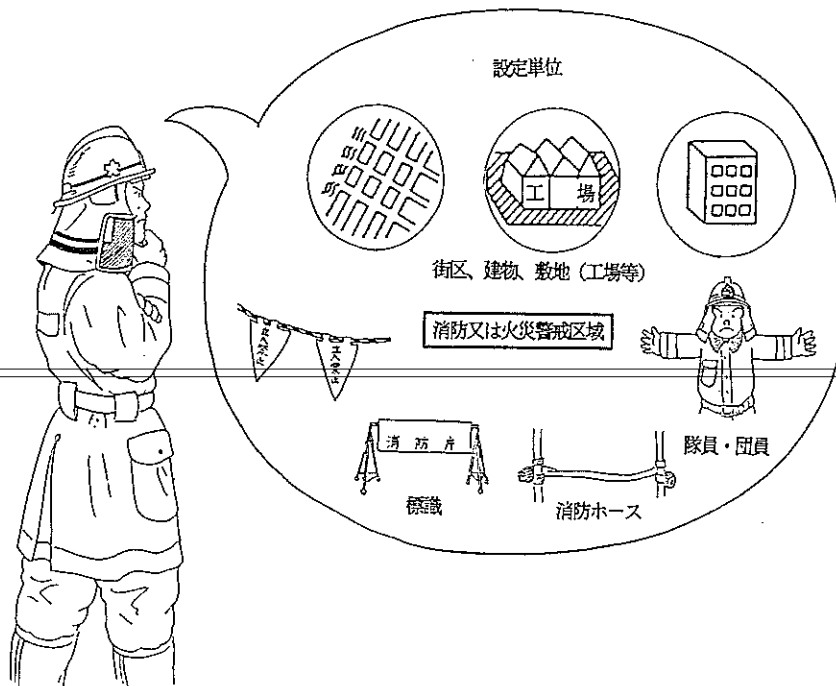


図7 住民等に対する警戒区域の設定明示

3 警戒区域の明確化

(1) 始期及び範囲等の明示

- ア 消防又は火災警戒区域の設定は、「住民の区域外への退去」「火気の使用禁止」を命じる緊急措置であり、その始期及び範囲等について明示する。
- イ 設定表示は、警戒区域ロープ、警戒テープ、消防ホースの活用及び看板、掲示物、標識を掲出する。
- ウ 必要に応じて、消防隊員又は団員を配置する。

(2) 設定単位

設定は、街区，建物，敷地（工場等）を単位として設定し，発災場所付近に高速道路，地下施設等が存在するときは，これらの施設を含めて設定する。

〔新戦術六〕

三三〇〇

4 警戒区域設定時の措置

(1) 警戒区域内の規制措置

指揮本部長は、消防又は火災警戒区域内の住民の退去及び火災警戒区域内の火気の使用禁止等の措置を迅速にとる。

ア 退去命令

(ア) 原則として、住民を区域外に退去させる。

(イ) 区域を限定して退去させる場合は、退去範囲を明確に指示する。

(ウ) 退去指示は、退去方向及び場所を指定する。(原則として風上又は風横側)

(エ) 退去は、住民の安全に十分留意する。

a 安全な避難経路を選定する。

b 危険度の高い区域の住民及び防災弱者は、直接消防隊員が誘導する。

c パニック等が予想されるときは、隊員、消防団員及び関係機関を動員し避難誘導をする。

イ 火気の使用禁止

(ア) 火災警戒区域内は、原則として火気の使用を禁止する。

(イ) 区域を限定して、火気の使用を禁止する場合は、禁止範囲を明確に指示する。

(2) 広報

広報は、「中毒危険」「退去命令」「火気の使用禁止」等緊急を要する措置について優先的、重点的に実施する。

ア 指揮本部長は、緊急措置事項について、次により実施する。

(ア) 広報隊を指定して優先項目、重点範囲を示し下命する。

(イ) 広報担当者を指揮本部に招集し、消防活動目的に応じた広報を迅速、的確に実施させる。

イ 広報を広範囲に行う必要があると判断した場合は、関係機関に対して協力を要請する。

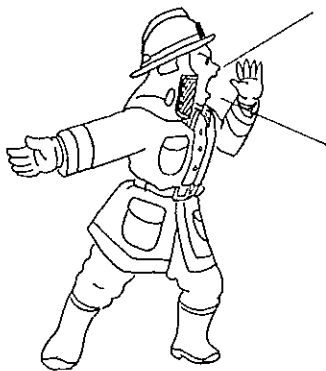
第3編 化学火災

— 広報の重点 —

		広報内容
規制	① 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定時間, 範囲 ・ 設定区域内の規制内容
	② 退去 (避難) 命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退去 (避難) する範囲 ・ 退去 (避難) する者の範囲 ・ 退去 (避難) 場所, 方法 ・ 退去 (避難) 時の住民の措置内容
措置	③ 出入の禁止, 制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入を禁止, 制限する範囲 ・ 出入を禁止, 制限する者の範囲
	④ 火気の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気の使用禁止範囲 ・ 電路, ガスの遮断範囲 ・ 住民の措置内容
毒・劇物の危険性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人体に対する影響 ・ 受傷時の措置内容

〔新戦術〕

三三三三



第6 危険区域の設定

1 毒・劇物危険区域の設定

(1) 設定要件及び範囲

消防警戒区域又は火災警戒区域内で、次に該当する区域に毒・劇物危険区域を設定する。

ア 人体許容濃度を超えるガス濃度が検出された区域

イ 指揮本部長が必要と認めた区域

（ア）施設関係者が勧告した区域

（イ）災害実態から判断して人体危険が高いと予測される区域

(2) 設定単位

指揮本部長は、毒性ガスの滞留、流動による危険性を考慮し、原則として街区、建物、敷地を単位として設定する。

(3) 設定表示

ロープ、標識等で設定表示する。

(4) 出場部隊等への周知徹底

出場部隊、施設関係者及び応急作業従事者等に対する周知徹底は、毒・劇物危険区域の設定時間、範囲、区域への進入可能な身体防護方法等を周知徹底する。

ア 口頭、無線機等により明確に指示する。

イ 指揮本部に、各級指揮者、施設関係者及び応急作業従事責任者等を招集し指示する。

(5) 警防本部への報告

指揮本部長は、毒・劇物危険区域を設定（変更及び解除を含む。）した場合は、警防本部に報告する。

ア 設定者

イ 設定時間及び設定範囲

ウ 設定範囲内の規制措置

エ 設定区域への進入可能な身体防護方法

第3編 化学火災

表2 毒性ガスの許容濃度一覧表

ガス名	分子式	届出 m³	許容濃度		TWA		STEL	
			ppm	mg/m³	ppm	mg/m³	ppm	mg/m³
一酸化炭素	CO	10	50	57	50	55	400	440
一酸化窒素	NO	10	—	—	25	30	(35)	(45)
アンモニア	NH ₃	10	25	17	25	18	35	27
酸化エチレン	C ₂ H ₄	10	50	90	1	2	—	—
硫化水素	H ₂ S	1	10	14	10	14	15	21
塩化メチル	CH ₃ Cl	10	50	100	50	105	100	205
臭化メチル	CH ₃ Br	1	—	—	5	20	(15)	(60)
モノメチルアミン	CH ₃ NH ₂	1	10	13	10	12	—	—
ジメチルアミン	(CH ₃) ₂ NH	1	10	18	10	18	—	—
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	1	—	—	10	24	15	(36)
塩化ビニルモノマー	C ₂ H ₃ Cl	1	—	—	5	10	—	—
シアン化水素	HCN	1	10	11	C10	C10	—	—
ホスゲン	COCl ₂	0.1	0.1	0.40	0.1	0.4	—	—
亜硫酸ガス	SO ₂	1	—	—	2	5	(5)	(10)
フッ素	F ₂	1	—	—	1	2	2	4
塩素	Cl ₂	1	1	2.9	1	3	3	9
臭素	Br ₂	0.1	0.1	0.65	0.1	0.7	0.3	2
フッ化水素	HF	1	3	2.5	(3)	(2.5)	(6)	(5)
塩化水素	HCl	1	5	7.5	C5	C7	—	—
臭化水素	HBr	1	—	—	(3)	(10)	—	—
二酸化窒素	NO ₂	1	—	—	3	6	5	10
亜酸化窒素	N ₂ O	10	—	—	25	30	(35)	(45)
オゾン	O ₃	0.1	0.1	0.20	0.1	0.2	0.3	0.6
ホルムアルデヒド	HCHO	1	2	2.5	(C2)	(C3)	—	—
モノシラン	SiH ₄	1	—	—	5	7	—	—

(日本産業衛生学会「ACGIHの許容濃度勧告」より抜粋)

- (注) (1) TLV—TWA (時間荷重平均値) とは、ほとんどすべての労働が、1日8時間又は週40時間の平常作業において、毎日のように反復被ばくしても悪影響を受けないと考えられる濃度。
- (2) TLV—STEL (短時間被ばく限界値) とは、労働者が15分間までは連続被ばくしても、刺激、慢性的な組織変化、作業能率の实质低下などをもたらす程度の麻酔状態等を起こさせることのない有害物質の最高濃度をいう。

〔新戦術〕

三二二四

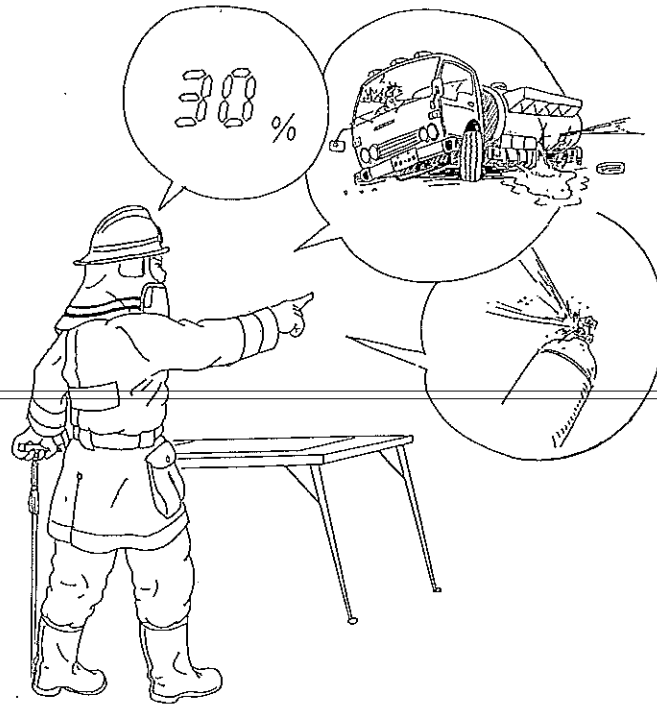


図8 爆発危険区域の設定

2 爆発危険区域の設定

(1) 設定要件及び範囲

- ア 可燃性毒性ガス濃度が爆発下限界の30%を超えるガス濃度を検出した区域
- イ 指揮本部長が必要と認める区域
 - (ア) 施設関係者が勧告した区域
 - (イ) 災害実態から判断して引火、爆発の危険性が高いと予測される区域

(2) 設定単位、設定表示、出場部隊等への周知徹底及び警防本部への報告は、毒・劇物危険区域を設定した場合と同様とする。

3 毒・劇物危険区域及び爆発危険区域を同時に設定する場合

(1) 可燃性毒性ガス等の漏えいにより、火災警戒区域内に、毒・劇物危険と爆発危険が高い場合に同時に設定する。

(2) 設定範囲

設定範囲の広い区域をもって毒・劇物及び爆発危険区域とする。

※ 可燃性毒性ガスは、一般に毒性の許容濃度の方が爆発限界濃度よりもはるかに低い特性がある。

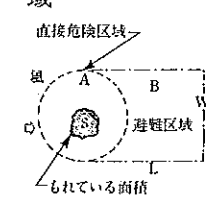
第3編 化学火災

表3 ガス別避難区域モデル

ガス名	もれ面積 (s)	18m ²		36m ²		備考
		A	B	A	B	
		L×W		L×W		
アンモニア (無水) NH ₃	36m	315m×159m		54m	485m×315m	
塩素 Cl ₂	144m	1.6km×0.8km		216m	2.4km×1.6km	
シアン化水素 HCN	54m	485m×315m		81m	633m×315m	
臭化メチル CH ₃ Br	23m	158m×158m		32m	315m×158m	

設定条件
 順風で風速2.6m/秒
 ~5.2m/秒のとき

記号
 S : 漏れている液体の表面積
 A : 直接的な危険区域から離れるべき距離
 B : 風下側の避難区域



(「米国運輸省緊急処置指示書」より抜粋)

第7 危険区域内の活動統制

1 毒・劇物危険区域内の活動統制

(1) 毒・劇物危険区域内への進入制限

毒・劇物等の人体危険に対応した呼吸保護器，防護服，防火服の着装等，身体防護措置を講じた者以外の進入を禁止する。

(2) 毒・劇物危険区域内の消防活動

消防活動は，最小限の隊又は隊員を指定し，下命する。

(3) 現場管理

活動拠点ごとに指揮分担を行い，また必要に応じて前進指揮所を設置し，次の現場管理をする。

ア 進入隊員の体調，呼吸保護器，防護服，防火服等の着装状況及び退路等の事前確認

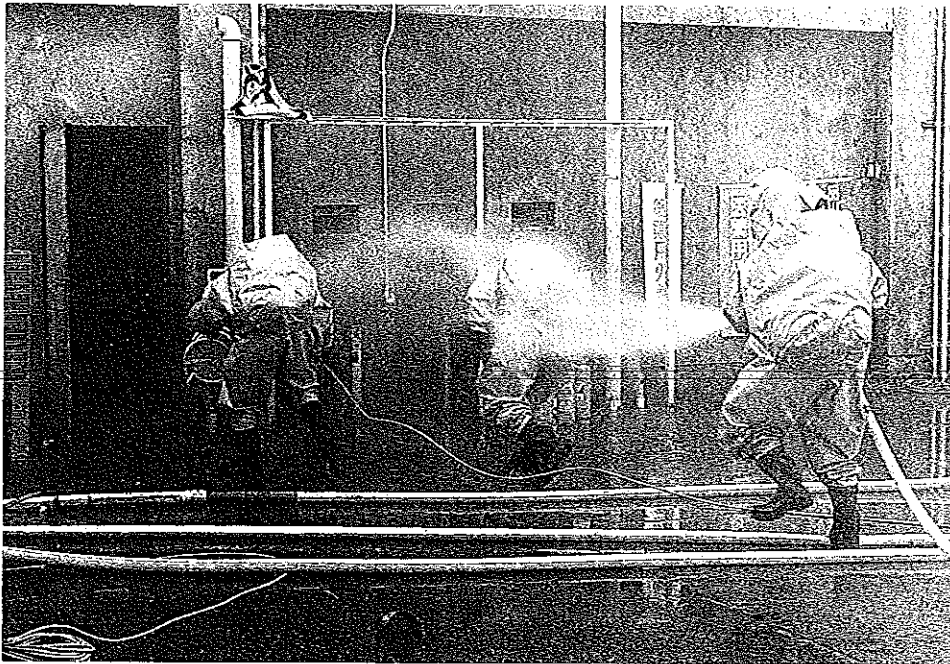
イ 部隊及び隊員の進入管理（隊名，氏名，進入時間，活動時間等）

ウ 消防活動の監視，不測の事態に対応できる隊員の待機，活動部隊との連絡手段の確保等活動中の管理

エ 退出時間の記録，退出隊員の体調の確認（痛み，不快感等の自覚症状についてその程度のいかんを問わず確認する。），毒・劇物の付着状況の確認及び防護服を解く場所の指定・方法等の退出時の管理

〔新戦術一〕

三三三六



援護注水のもとに内部進入

(4) 身体防護措置

火災時は、防護服の上に防火服を着装させて身体防護措置をさせる。

2 爆発危険区域内の活動統制

(1) 爆発危険区域内への進入制限

可燃性毒性ガスの漏えい・流出停止措置及び電路が遮断されるまで、原則として進入を禁止する。

(2) 爆発危険区域内での消防活動を行う場合の条件

ア 可燃性毒性ガスの漏えい・流出停止処置及び電路が遮断されていない場合、人命救助及び応急措置等緊急やむを得ず爆発危険区域内で消防活動を行う必要がある場合は、「毒・劇物危険区域内の活動統制」に加え、次の安全措置を講じる。

(ア) 防護服の上に防火服を着装させた身体防護措置

(イ) 静電気発生防止措置（防護服、防火服を水で濡らす等）

(ウ) 爆発防止のため可燃性毒性ガスの拡散（放水による拡散、自然通風、送風等による拡散）

(エ) 援護注水

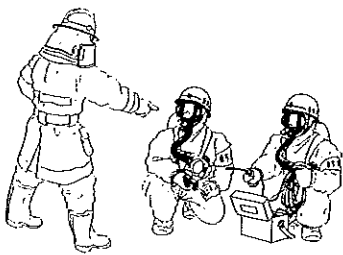
イ 可燃性毒性ガスの漏えい・流出停止措置及び電路遮断が実施された場合
人体・爆発危険に対応した身体防護措置を講じた最小限の隊又は隊員を

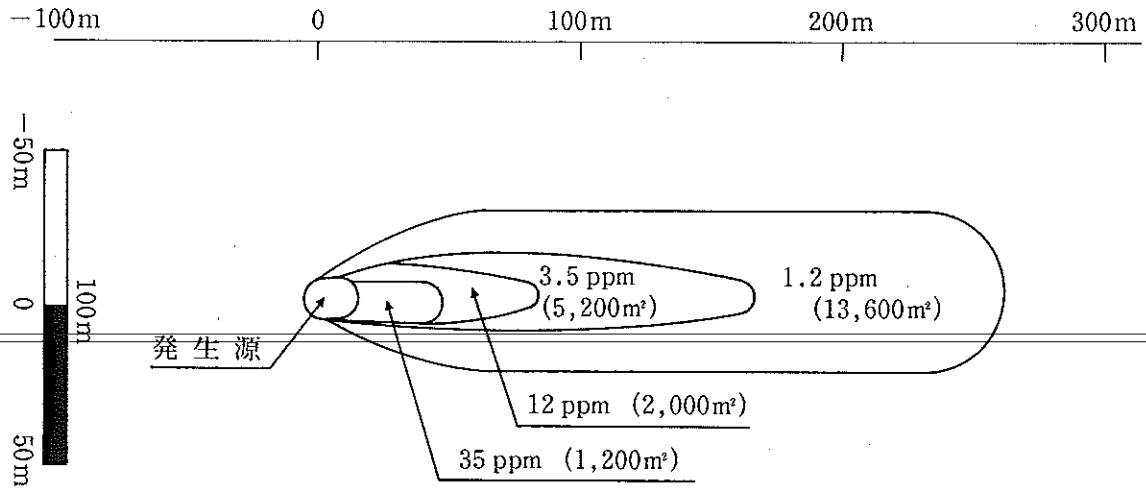
第3編 化学火災

指定し，消防活動を下命する。

〔新戦術〕

三三二八





(塩素ガス拡散予測)

1 t ポンペ1 分間に気体で全量放出
 気温35°C 風速 5 m/sec 昼間

図9 塩素ガス拡散予測例 (「地震時の有毒ガス(塩素)拡散被害の想定に関する調査研究」より抜粋)

第8 人命検索及び救助活動

1 検索・救助の基本

(1) 活動統制の徹底

指揮本部長は、毒・劇物及び爆発危険区域内で緊急やむを得ず人命検索・救助活動を実施する場合は、最小限の隊を指定し、身体防護措置を講じるなど毒・劇物及び爆発危険区域内での活動統制を徹底する。(「第6 危険区域内の活動統制」参照)

(2) 活動環境の安全確保

ア 指揮本部長は、毒・劇物の漏えい、流出範囲の拡大等災害の推移による危険実態を常に把握し、検索・救助活動の活動環境の安全を確保する。

イ 指揮本部長は、災害推移及び活動環境の変化等から二次災害の発生危険があると判断した場合は、速やかに隊員をいったん退避させる。

2 毒・劇物及び爆発危険区域内の人命検索

(1) 検索の重点箇所

初動時は、出火又は漏えい・流出箇所付近を最重点とし、検索区域を特定して検索する。

(2) 毒性ガス、可燃性毒性ガスの拡散、流動方向に検索範囲を拡大し、毒・劇物及び爆発危険区域内のすべてを実施する。

〔新戦術〕

三三三九



図10 人命検索・救助活動

3 救助活動

(1) 救助手段の決定

指揮本部長は、要救助者の位置、火災又は毒・劇物の漏えい・流出状況及び救助活動障害など総合的に判断して、救助手段、救助隊を決定する。

(2) 救助活動

ア 要救助者を短時間で救出できる手段・方法で行う。

イ 毒性ガスの拡散・排出又は中和等の応急措置が可能である場合は、救助活動と並行して実施する。

ウ 引火・爆発の危険性がある場合は、援護注水のもとに実施する。

エ 不測の事態に、対応する隊の配備、連絡体制を確保する。

オ 要救助者救出時の安全確保に配慮する。(呼吸保護器の活用等)

4 応急救護所の設置

(1) 応急救護所の設置

ア 多数の逃げ遅れ者、傷者等がいる場合に設置する。

イ 消防又は火災警戒区域外とする。

ウ 酸素吸入器、石鹼水、水等を準備する。

(2) 応急措置

ア 応急救護所で除せん等応急措置を行い、医療機関に搬送する。

- (ア) 酸素吸入
 - (イ) 石鹼水、水等による除せん等
 - (ウ) 受傷部位の手当
- イ 応急救護措置を行う救急隊員等は、マスク、ゴム手袋の着用を配意する。
- ウ 中毒者等が多数の場合は、専門医の派遣、病院の受け入れ態勢の確保を警防本部に要請する。

第11 避難誘導

1 初動態勢

- (1) 災害場所周辺住民の避難誘導
毒・劇物危険区域又は同区域に接する住民を迅速に退去させる。
※ 毒・劇物危険区域は、避難誘導と人命検索を並行して行う。
- (2) 関係機関との連携による避難誘導態勢の早期確立
広範囲に避難誘導を行わせる必要がある場合は、関係機関と密接な連携による避難誘導の初動態勢を速やかに確立する。

2 避難誘導態勢（広範囲）

広範囲の避難誘導に必要な態勢を確立する。

- (1) 避難誘導部隊の応援要請
ア 前進指揮所に必要な応援指揮隊，空気補給隊，はしご車，照明車
イ 広報隊，ポンプ隊，担架隊
- (2) 関係機関の出動要請
ア 区，市町村
イ 警察
ウ 電気，ガス事業者
- (3) 関係機関等との調整
指揮本部長は、関係機関と協議して、円滑な避難誘導ができるよう調整する。

（協議事項）

- ア 避難区域，避難場所
- イ 広報手段（広報車，防災行政無線，報道機関等）
- ウ 関係機関との任務分担
- エ 交通機関等に対する措置

3 避難誘導

- (1) 避難誘導の優先順位
ア 毒・劇物危険区域，爆発危険区域，隣接区域の順に効率的に住民を避難誘導する。
（ア）自力避難できない者は、消防が誘導する。
（イ）前記（ア）以外は、避難経路を指定し隊員を配置した定点避難誘導とする。
イ 毒・劇物及び爆発危険区域内又は消防・火災警戒区域内の災害弱者の避難確認を優先する。
（ア）災害弱者の把握は、毒・劇物及び爆発危険区域内を優先とし、病院，老人ホーム，保育園等を重点とする。
（イ）区，市町村，町会組織及び老人台帳などの活用を図る。
- (2) 前進指揮所の設置

第3編 化学火災

- ア 指揮体制
前進指揮所に応援指揮隊及び必要な部隊，資器材を配備する。
- イ 任務分担
前進指揮所ごとに複数の広報隊（班），避難誘導隊（班），ガス濃度測定隊（班）を編成する。
- ウ 担当区域
前進指揮所ごとに担当区を指定する。
- (3) 退去命令等の周知徹底
- ア 広報車，ポンプ車及び関係機関を活用して退去命令等を周知し，住民に自主避難をさせる。
-
- (周知項目)
- ・ 避難区域，避難場所
 - ・ 避難の際，実施させる火気規制及び防犯措置
 - ・ 携行品
- イ 関係機関の広報車，防災行政無線及び報道機関等を積極的に活用する。
特に報道機関の活用は，避難区域外からの区域内進入の制限の徹底について要請する。
- ウ 消防又は火災警戒区域内への進入禁止については，要所に隊員，消防団員を配置するとともに，警察官に協力を要請する。

〔新戦術〕

三二四六

表6 隔離・避難距離

漏えい物質 (国連番号)	初期隔離	初期避難		
	ドラム, 小容器からの漏えい タンクからのわずかな漏れ	タンク, 多数のドラム, 容器 等からの大量の漏えい		
	全方向隔離	全方向 初期隔離	次に風下方向の 人々を避難させる。 幅方向 たて方向	
	m	m	km	km
アクロレイン (1092)	170	340	5.0	7.3
アクリロニトリル (1093)	10	20	0.2	0.3
アンモニア (無水) (1005)	30	60	0.6	1.1
アンモニア水 (<44%) (2073)	30	60	0.6	1.1
三フッ化ホウ素 (1008)	100	200	2.7	4.2
臭素 (1744)	90	190	2.4	3.8
二硫化炭素 (1131)	10	20	0.3	0.3
塩素 (1017)	80	160	2.1	3.2
ジメチルアミン (無水) (1032)	20	50	0.6	1.0
ジメチル硫酸 (1595)	20	50	2.2	3.5
エピクロロヒドリン (2023)	10	20	0.3	0.5
エチレンイミン (1185)	80	170	2.2	3.5
酸化エチレン (1040)	10	20	0.3	0.3
フッ素 (液体) (1045)	140	260	4.0	5.2
塩酸 (無水) (1050)				
塩化水素 (無水) (1050)	60	140	1.6	2.2
塩化水素 (冷凍液体) (2186)				
シアン化水素酸 (1051)				
シアン化水素 (無水) (1051)	30	60	0.8	1.1
フッ化水素酸 (1790)				
フッ化水素 (無水) (1052)	70	150	1.9	2.9
硫化水素 (1053)	40	70	1.0	1.4
メチルアミン (無水) (1061)	30	70	0.8	1.3
モノメチルアミン (無水) (1061)	30	70	0.8	1.3
臭化メチル (1062)	15	30	0.3	0.5
塩化メチル (1063)	10	20	0.2	0.3
メチルメルカプタン (1064)	110	230	3.0	4.8
硫酸メチル (1595)	20	50	2.2	3.5
硝酸 (発煙) (2032)	30	60	0.8	1.1
硝酸 (赤色発煙) (2032)	30	60	0.8	1.1
酸化窒素 (1660)				
二酸化窒素 (1067)	30	70	0.8	1.3
四酸化窒素 (及び混合物) (1067)				
発煙硫酸 (1831)	80	170	2.4	3.5
パークロロメチルメルカプタン (1670)	70	140	1.8	2.6
ホスゲン (1076)	180	380	5.3	8.3
三塩化燐 (1809)	30	70	0.8	1.3
ピロ硫酸 (1831)	80	170	2.4	3.5
亜硫酸ガス (1079)	30	70	0.8	1.3
硫酸 (発煙) (1831)				
無水硫酸 (1829)	80	170	2.4	3.5
三酸化硫黄 (1829)				
四塩化チタン (1838)	10	20	0.3	0.3
トリメチルアミン (無水) (1083)	30	50	0.6	1.0

〔新戦術〕

第3編 化学火災

第12 警戒区域・危険区域の解除

1 住民への周知徹底

- (1) 指揮本部長は、毒・劇物流出等事故に伴う中毒・爆発等二次災害の発生危険がすべて排除されたと認められたときは、速やかに火災警戒区域、毒・劇物危険区域等を解除する。
- (2) 指揮本部長は、火災警戒区域、毒・劇物危険区域等の設定時の規制内容についての解除を広報し、住民に周知する。

2 警防本部への報告

指揮本部長は、火災警戒区域、毒・劇物危険区域を解除した場合は、速やかに警防本部に報告する。

3 安全の確認

(1) 隊員の身体変調等の確認

ア 各級指揮者による確認

各級指揮者は、毒・劇物及び爆発危険区域内等で活動させた場合は、隊員に身体変調の有無について報告させ、確認する。

イ 中毒等の予防措置

隊員は、身体の異常の有無にかかわらず眼、手、顔等の皮膚の露出部を十分水で洗い、また、うがいをする。

(2) 使用装備の点検及び収納

各級指揮者は、毒・劇物危険区域内で使用した消防資器材については、一括管理に配意し、使用后点検を確実にを行い、毒・劇物等が付着している場合は除去、洗浄等を完全に行った後、収納させる。

〔新戦術〕

三二四八